

川口市生殖補助医療費助成制度 Q&A

対象となる要件		
1	どのような制度になりますか？	令和4年4月から体外受精及び顕微授精が保険適用されました。保険診療で受けた治療または、保険診療と併せて実施した先進医療にかかった費用について、助成を行う制度です。 「全て自費で実施した治療」については、対象外となります。
2	年齢要件はありますか？	妻の年齢が43歳未満となります。夫の年齢制限はありません。
3	助成の回数制限はありますか？	43歳未満で6回まで申請が可能です。 子を出生または妊娠12週以降に死産に至った場合に助成回数は、リセットされます。
4	同時に数回分の申請ができますか？	同時に申請できますが、申請期限にご注意ください（Q9参照）。
5	所得制限はありますか？	ありません。
6	妻が川口市民ですが、夫は川口市民ではありません。申請はできますか？	男女のどちらか一方が川口市民であれば、申請できます。 市外在住者の方の①住民票と②戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提出が必要になります。いずれも発行から3ヶ月以内のものに限ります。また、再度申請する場合においても、提出が必要となりますのでご注意ください。 夫の住民票がある自治体で申請・助成を受けているものは、川口市では申請できません。
7	治療途中で川口市に引っ越ししてきました。助成金の申請はできますか。	申請日現在、川口市に住民登録があれば申請できます。ただし、同じ期間の治療について、他自治体で助成を受けているものは申請できません。
8	過去に特定不妊治療費助成制度で川口市より助成を受けたことが6回あります。申請はできますか？	R4年度まで行われていた特定不妊治療費助成事業の回数は含まれません。
9	申請期限はありますか？	申請は1回の治療が終了した順に提出してください。順番が逆になった場合は申請できません。申請期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理できません。
10	パートナーと法律上の結婚はしていません。申請はできますか？	生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある男女も申請ができます。事実婚関係による申立書の提出が必要となります。
11	体外受精をした後、離婚しました。申請はできますか？	申請日現在、婚姻していることが要件ですので申請できません。
12	医療機関の指定はありますか。	医療機関の指定はありませんが、保険診療で生殖補助医療を行うことができる「保険医療機関」であること、先進医療を受ける場合は、「先進医療を実施する医療機関として国が承認した医療機関」であることが要件です。いずれも受診する医療機関に確認してください。

助成回数				
1	39歳の時に2回助成を受けて出産し、現在41歳ですが生殖補助医療をまた始める予定です。助成はあと何回受けられますか。			
出産により上限回数をリセットするか、以前の続きからスタートするか選択できます。この場合、リセットして申請した方が回数は多くなります。リセットした場合は6回、リセットしない場合は4回の助成となります。リセット希望のかたは戸籍等が必要です。				
申請書類				
1	他の自治体の申請様式でも申請できますか？	できません。本事業は市独自の助成金事業のため、川口市の指定された様式をお使いください。市ホームページよりダウンロードが可能です。		
2	領収書を紛失したのですがどうすればよいですか。	領収書の再発行、または領収書と同等の書類の作成について治療実施医療機関にご相談ください。 注)発行手数料がかかる場合があります。 再発行等が出来ない場合は、提出された領収書で審査します。助成上限額を上回る金額の領収書提出があれば助成額に影響はありませんが、助成上限額を下回る金額分の領収書しか提出が無い場合、助成額は助成上限額未満となります。 実施証明書に記載された金額が一致しない場合は、理由(〇/〇分 金額〇〇〇円紛失)をメモでお知らせください。		
3	マイナンバーの記載のある住民票の写しをとってしまいました。取り直しをしなければいけませんか。	住民票の写しに記載された個人番号(マイナンバー)を黒塗り等で読めないようにして提出していただければ問題ないです。		
4	治療開始日は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。婚姻関係の申立書は必要ですか。	治療途中で入籍した場合、申立書の提出は省略できます。		
5	別世帯で2回分の申請書を1つの封筒に入れて提出する予定です。戸籍全部事項証明書(謄本)や住民票(夫婦の一方が市外のかた)の提出は1枚ずつで問題ありません。	2回分まとめて郵送する場合、戸籍全部事項証明書(謄本)や住民票(夫婦の一方が市外のかた)の提出は1枚ずつで問題ありません。		
6	夫婦が別世帯です。戸籍全部事項証明書(謄本)は申請ごとに必要ですか。	戸籍全部事項証明書(謄本)は申請ごとに必要になります。		
7-1	配偶者が外国籍で、国外に居住しているため日本の住民票がありません。何を提出すれば良いですか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。例としては、外国での住民票に代わるものや、戸籍の附票、在勤・在学証明等になります。なお、証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください。(訳者は申請者でもかまいません。)また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。		
7-2	男女ともに外国籍です。何を提出すれば良いですか。	「婚姻届受理証明書」又は「婚姻届記載事項証明書」をご提出ください(届出をした市町村で交付されます)。母国で婚姻の届出を行った場合は、母国の婚姻証明書とその日本語訳をご提出ください。		

8	申請日はいつになりますか。	郵便局の消印日を申請日として取り扱います。 申請日に記載された日付が6月30日であっても、消印が7月1日であれば申請日を7月1日として取り扱います。
9	回数リセットに必要な書類を教えてください。	出産の場合は、そのお子さんが載っている戸籍全部事項証明書で確認します。 死産の場合は、母子手帳のコピー（死産となった日付がわかるページ）や死産届または病院が証明した書類等で確認します。
10	申請書の記載等に間違いがあった場合や書類が不足していた場合はどうなりますか。	申請書類に不備があった場合は、担当者よりお電話かお手紙でお問い合わせさせていただきます。不備書類については提出期限（状況に応じて）を定めて提出を依頼しますので、速やかにご提出ください。期限を過ぎた場合は不承認として取り扱います。なお、申請書には、日中つながりやすい連絡先を記載してください。
11	領収書を早く返して欲しいのですが。	切手を貼った返信用封筒をご用意ください。なお、領収書の枚数により重さが変わるので、切手代の不足がないようお願いします。（窓口の場合、領収書に印を押し、写しをとった後すぐにご返却が可能です。）

申請書の書き方

1	申請書の申請者及び配偶者の欄には、どのように記載すればいいですか？	住民登録のある男女のうち、治療を受けた夫または妻のいずれか一方であり、かつ助成金の振込口座の名義人となるかたの氏名を申請者とし、他方を配偶者の欄にご記載ください。 男女の一方が市外在住の場合は、川口市民のかたの氏名でご申請ください。
2	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名に何を記載すればよいですか？	振込専用の番号を記載してください。支店名には【店名】漢数字3桁、支店コードには【店番】数字3桁、及び7桁の口座番号を記載してください。
3	旧姓の口座は使用できますか？	基本的には、申請時の氏名の口座にお振込みとなります。 ※申請後、助成金が振り込まれるまでに口座名義を変更される場合、必ず連絡をしてください。
4	振込希望口座に通帳がありません。その場合はどのようにすればよいでですか。	必要な部分は、銀行名、店番号、種別、口座番号、口座名義のカナ記載のある部分の写しです。通帳がない場合は、銀行名、店番号、種別、口座番号、口座名義のカナ記載のある部分をアプリ等で表示させ、印刷できます。表示の方法は、振込先の銀行に確認してください。キャッシュカードの写しで対応できますが、クレジットカードと一緒にになったものは、クレジットカード番号は、黒塗りをしてご提出ください。キャッシュカードに口座名義のカナ記載がない場合は、振込に時間がかかる場合があります。また、申請するその都度、必要となります。
5	「過去の助成歴」についてですが、申請後、承認の連絡が来ていないものがあります。その場合、どのように記載すればよいですか。	申請中のものも、助成を受けたとして記入してください。 (例) 過去3回申請し、2件は承認決定を受け、1件は申請中の場合⇒川口市での助成歴は「3」回と記入してください。

6	2回分の申請をまとめて送ろうと思っています。1枚の申請用紙に記入していいですか。	複数回分をまとめて記入することはできません。申請書類は1回ずつ一式の準備をお願いしています。まとめて送る場合はそれぞれの書類が何回目の申請なのか分かるように提出してください。なお、実施証明書は治療期間ごとに作成したものを持出ください。
7	パソコン等での入力した申請書は提出可能ですか。	可能です。入力間違いにご注意ください。
8	申請書の年齢はいつ時点の年齢を記載するのですか。	申請する日の年齢を記載してください。
9	申請書を間違えてしまいました。修正に印鑑はいりますか。	新しい用紙に初めから書き直して下さい。 修正テープ等での修正はしないでください。 また、消えるボールペンを使用しないでください。